

自治会長等届出書の取扱いについて

提出いただいた自治会長届はまちづくり振興課が管理し、以下の目的に沿って利用します。

なお、自治会長等の連絡先について、役場外に情報を提供する場合、基本的に自宅の電話番号に限り情報を提供します。

1. 築上町から連絡調整を行う場合

- ① 各課が事業の案内、通知、依頼等を行う場合
- ② 各課が自治会への配布物を送付するとき

2. 国又は他の地方公共団体その他公共団体等に情報を提供する場合

国又はその他の地方公共団体及び公共的団体から、用地買収等の関係で自治会長の連絡先の提供依頼があり、まちづくり振興課が情報を提供することが適切と判断した場合

（例：京築県土整備事務所から用地買収の関係で自治会長連絡先の提供依頼があった場合）

3. 開発事業者等への情報提供及び自治会加入希望者からの照会について

※情報提供に同意しない場合は表面の「不可」に○をつけてください。記載がない場合は情報提供させていただきます。

- ① 事業者から、工事、開発行為、イベント等で、周辺地域に事前説明を行うため情報提供依頼があった場合
- ② 事業者から、不動産取引に伴う調査活動のため情報提供依頼があった場合
- ③ 町へ自治会加入希望者から情報提供依頼があった場合